

令和6年(ヌ)第122号

[注意事項]

本件の3点セットの構成は次のとおりです。

- ① 公告書
- ② 物件明細書
- ③ 現況調査報告書（令和7年（ヌ）第6号）
- ④ 評価書（令和6年（ヌ）第122号）

※令和7年（ヌ）第6号は、本件の関連事件です。

名古屋地方裁判所民事2部競売係

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 1 日

名古屋地方裁判所民事第 2 部

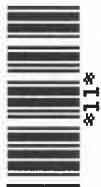
裁判所書記官 小久保 由希江

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 16 日から 令和 7 年 7 月 23 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 7 月 30 日 午前 9 時 30 分 場 所 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 20 日 午前 10 時 30 分 場 所 名古屋地方裁判所民事第 2 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 8 月 6 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 8 月 6 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 1 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	4, 256, 000 3, 404, 800	一括	851, 200	195, 895	0
1	826, 000				
2	3, 430, 000				
			</		



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 半田市乙川一色町 |
| | 地 | 番 | 3 2 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 3 1 5 . 6 4 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 半田市乙川一色町 |
| | 地 | 番 | 3 2 番 2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 5 2 9 . 7 2 平方メートル |
| | | | (現 況) |
| | 地 | 目 | 雑種地 |



物 件 明 細 書

令和 7年 3月 4日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 小久保 由希江

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号1】

本件土地につき、売却対象外の建物（種類：店舗・事務所、構造：木造合金メッキ鋼板ぶき平家建、床面積：約32.9平方メートル）のために法定地上権が成立する。

【物件番号2】

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

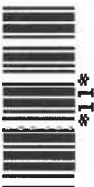
5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

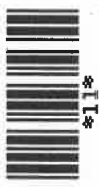
1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。

2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記



載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 半田市乙川一色町
地 番 32番1
地 目 宅地
地 積 315.64平方メートル
- 2 所 在 半田市乙川一色町
地 番 32番2
地 目 宅地
地 積 529.72平方メートル
(現況)
地 目 雑種地



令和 7 年(又)第 6 号

令和 7 年 2 月 7 日受理

令和 7 年 2 月 26 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 今 井 達 裕

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 半田市乙川一色町 |
| | 地 | 番 | 3 2 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 3 1 5 . 6 4 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 半田市乙川一色町 |
| | 地 | 番 | 3 2 番 2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 5 2 9 . 7 2 平方メートル |

(土地用)

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	(住居表示未実施)				
土地	物件１、２				
現況地目	☒ 宅地（物件１） ☐ 公衆用道路（物件　） ☐ 農地（物件　） ☒ 雑種地（物件２） ☐ 山林（物件　） ☐ ☐				
形状	☐ 公図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略）のとおり				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☒ 上記の者が物件１土地に下記目的外建物を所有し、占有している ☒ 上記の者が物件１土地にコンテナを置き、同所を事務所兼作業所として使用し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☒ 上記の者が物件２土地を資材置場として使用し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐				
その他の事項	☒ 物件１土地にコンテナ２台及び仮設トイレ（いずれも動産）が置かれている ☒ 物件２土地に簡易物置１台及び物置２台（いずれも動産）が置かれている				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 〔　　　　　　　　　　　地方裁判所　　　　　　　支部　令和　年（　）第　　　号 保管開始日　　　令和　年　月　日〕				
建物（目的外建物）	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略）のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

(目的外建物用〈単独〉)

目的外建物の概況 (物件1 関係)	
所 在	(住居表示未実施)
家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
種 類	☐ 居宅 ☒ 店舗・事務所 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☐
構 造	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 (概 略)	約 3 2 . 9 平方メートル (なお、令和 6 年度評価証明書の床面積欄に「2 5 . 6 7 平方メートル」と記されている。)
所 有 者	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
建 築 時 期	☒ 令和元年 6 月 2 8 日ころ ☐ 不明
建 築 者	☒ 現所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
そ の 他 の 事 項	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (債務者会社の監査役)	(面接による聴取) 1 私は、物件1土地及び物件2土地の所有者である株式会社I. C. Design (以下「債務者会社」という。)の監査役を務めています。また、私は、同社の代表取締役であるAの母です。 2 目的外建物について、債務者会社が令和元年6月ころに建てたもので、現在、私が代表者を務める株式会社Linea Lightが債務者会社から賃借し、店舗、事務所及び商品の展示場として使用しています。 3 目的外建物には基礎がなく、ただ地面に置いてあるだけの状態ですが、建物として課税されています。また、同じく地面に置いてあるコンテナハウス1及びコンテナハウス2と引っ付いていて、内部で行き来することができます。 4 物件1土地及び物件2土地上に存在するコンテナハウス1、コンテナハウス2、物置1、物置2、簡易物置、その他の動産類はいずれも債務者会社が所有するものです。ただし、プレジャーボートは、債務者会社が第三者から一時的に預かっているものです。 5 債務者会社は、コンテナハウス2を同社の事務所兼作業場として使用しています。また、同社は以前、自動車修理の仕事をしていたことから、その関係物品が物置1及び物置2に置かれたままになっています。 6 債務者会社と株式会社Linea Lightは、いずれも照明器具及び同部品を輸入、販売する会社です。主に債務者会社が輸入を担当し、株式会社Linea Lightが販売を担当しています。 7 物件1土地及び物件2土地の地中に廃棄物などが埋まっているかとお尋ねですが、債務者会社が購入する前は畑であり、埋め立て後に債務者会社が資材置場として借用していました。私が知る限りで廃棄物が埋められているということはないと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■占有関係について

- 1 ストーンフェンスに債務者会社の商号を表示した看板が掲げられている。
- 2 Bの陳述、債務者会社及び株式会社Linea Lightの各履歴事項全部証明書、目的外建物の令和6年度評価証明書、物件1土地及び物件2土地の各使用状況等から2枚目及び3枚目のとおり認める。

■物件1土地及び物件2土地（以下「一体地」という。）の現況について

- 1 一体地の北東側で道路に接する、ほぼ平坦な長方形の宅地である。北西側隣地（岩滑南浜町104番・所有者半田市）及び南西側隣地（65番・所有者半田市）が用悪水路である。一体地との上記各隣地との間に高低差が存在し、その境界付近がのり面となっている（土地建物位置関係図（概略）・写真⑥⑦参照）。
- 2 一見したところ、土地建物位置関係図（概略）記載エ点においてコンクリート杭、カ点において境界標と思われる金属鋳を確認することができた。なお、一体地については、平成28年7月23日作成の地積測量図が存在する。

■その他

- 1 目的外建物について、未登記建物として課税対象となっていることなどから建物として認定した。また、コンテナハウス1、コンテナハウス2、簡易物置、物置1、物置2及び仮設トイレについて、いずれも基礎部分がなく、地面の上に置かれただけの状態であったため土地との定着性のない動産と認めた。
- 2 目的外建物について、室内に立ち入ることができず、屋内の状況は不明である。外観上、目的外建物とコンテナハウス1及びコンテナハウス2が接着していることが確認でき、Bの陳述によれば、それらは内部で互いに行き来ができる構造になっているとのことである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年 2月13日 (木) 10:30 — 10:40	名古屋法務局	公図等交付申請
R7年 2月19日 (水) 9:10 — 9:20	半田市役所総務部税務課	目的外建物に係る評価証明書及び家屋図面交付申請
R7年 2月19日 (水) 13:15 — 14:05	目的物件所在地	物件1土地及び物件2土地の形状調査、写真撮影B 立会・聴取
R7年 2月20日 (木) 14:15 — 14:20	(電話)	Bから補充聴取
: — :		
: — :		
: — :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日

目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

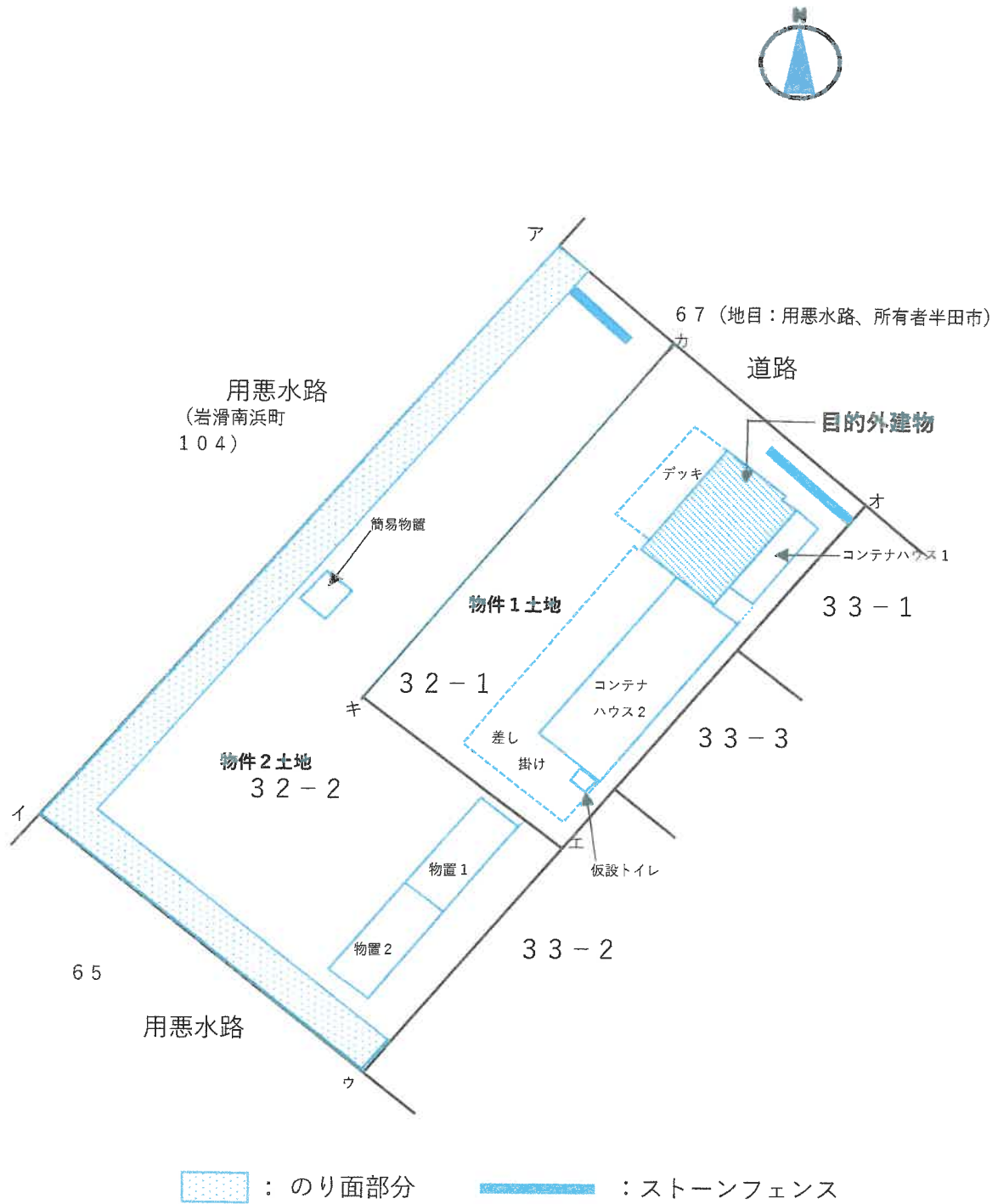
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐ 令和 年 月 日

目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）





① 物件1土地及び物件2土地の状況（北方向から撮影）



② 物件1土地及び物件2土地の状況（東方向から撮影）

物件 1 土地



③ 物件 1 土地内の状況（コンテナハウス 2 の北西側）



④ 手前 物置 1・奥 物置 2



⑤ 物件2土地内の状況（南西方向から撮影）



⑥ 物件2土地の北西側の状況

物件2土地（のり面）



⑦ 物件2土地の南西側の状況

副

令和6年(ヌ)第122号
令和6年10月28日受理
令和6年12月26日現地調査
令和7年1月23日評価

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

角谷 英之

第1 評価額

一 括 価 格	
金 6,080,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 1,180,000 円
物件2 (土地)	金 4,900,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は目的外建物のための土地利用権等価格を控除した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	半田市乙川一色町 3 2 番 1 宅地 3 1 5 . 6 4 平方メートル	特記事項記載のとおり
2	所 在 地 番 地 目 地 積	半田市乙川一色町 3 2 番 2 宅地 5 2 9 . 7 2 平方メートル	特記事項記載のとおり
番号	特 記 事 項		
1 (参考)	物件 1 土地上に下記の未登記の目的外建物が存在する。 所 在 半田市乙川一色町 3 2 番地 1 種 類 店舗兼事務所 構 造 木造合金メッキ鋼板葺平家建 床 面 積 約32.9平方メートル		
2	物件 2 土地の現況地目は雑種地である。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位置・交通	J R武豊線「乙川」駅 北西方 道路距離約860m (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	農地が多い中に住宅、事業所、駐車場等が混在する地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 指定なし 60% 200% — 都市機能誘導区域外、居住誘導区域外 半田市ふるさと景観計画：里山風景地域 津波災害警戒区域
画地条件	地積 845.36㎡ 間口 約21m、奥行 約40m 形状 ほぼ長方形	
接面道路の状況	物件1、2の土地は、北東側で現行幅員約4.5mの舗装市道とほぼ等高に接している(建築基準法第42条1項1号の道路)。ただし、対側地の道路境界が不明のため、道路幅員は判然としない。	
土地の利用状況等	物件1土地は、目的外建物の敷地及び資材置場として利用され、物件2土地は、資材置場として利用されている。物件1、2の土地の北東側は市道、北西側は水路を介して住宅、農地等、南西側は水路を介して保育園、南東側は住宅等である。	
供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 なし	
土壌汚染の可能性の調査	土壌汚染の可能性について過去の住宅地図を昭和41年まで遡って調査した結果、以前は農地等であったと推定される。汚染の原因となる物質を含むかは不明であるが、本件土地は土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域には該当していない。	
特記事項	・本件土地には、第3 目的物件特記事項記載の未登記の目的外建物が存在し、また、コンテナハウス、物置、簡易物置、仮設トイレ、ストーンフェンス、デッキ、差し掛けが設置されている。 ・関係者への聴取及び固定資産税の令和6年度評価証明書によれば、本件所有者が目的外建物を所有し、物件1、2の土地は本件所有者が占有している。 ・本件土地の北西部分及び南西部分は水路に面して法地となっている。 ・物件1、2の土地はいずれも市街化調整区域内の土地であり、建築等にあたっては許可が必要である。なお、半田市農業委員会及	

特 記 事 項 (つづき)	び建築課にて聴取した内容、また登記記載内容は下記のとおりである。 地番32番1の土地について ・地番32番の土地から分筆されている（登記の日付：平成28年7月27日）。 ・平成28年10月に、農地転用の許可を得ている。登記上は、平成28年11月1日（原因及びその日付）に宅地へ地目変更されている（登記の日付：平成30年2月28日）。市街化区域・市街化調整区域の線引き後の宅地である。 ・平成28年10月4日に、日常生活のために必要な物品販売を営む店舗として、都市計画法第43条の建築許可を得ている（28半指令建第2-14号）。 地番32番2の土地について ・地番32番の土地から分筆されている（登記の日付：平成28年7月27日）。 ・平成28年9月に、資材置場として農地転用の許可を得ている。登記上は、平成19年11月1日（原因及びその日付）に宅地へ地目変更されている（登記の日付：平成30年2月28日）。 ・本件土地について周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ・本件土地は、半田市備え付けの「高潮ハザードマップ」によると、高潮による浸水の予想される区域（浸水深0.5m以上～5.0m未満の区域）に該当し、「洪水ハザードマップ」によると、洪水浸水の予想される区域（想定される浸水深3.0m以上～5.0m未満の区域）に該当し、「津波ハザードマップ」によると、津波による浸水の予想される区域（想定される基準水位3.0m未満の区域）に該当し、ため池ハザードマップ（西ノ宮池）によれば、洪水による浸水区域（浸水深1.0m未満）に該当する。 ・浸水実績図（平成14年度作成）によると本件土地は浸水区域（平成2年・3年・6年）に該当する。
--------------------------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

目的土地の土地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付 減価	基礎となる価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	41,000	0.46	315.64	0.9	5,360,000
2	41,000	0.46	529.72	1.0	9,990,000
合計			845.36		15,350,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 半田-24

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 42,800\text{円/㎡} & \times & 100.5/100 & \times & 100/100 & \times & 100/105 & = & 41,000\text{円/㎡} \\ & & & & & & & & (\text{上三桁未満四捨五入}) \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：交通、環境条件格差等を考慮。

イ 個別格差：面積大 0.90 × 法地 0.90 × 線引き後宅地及び雑種地 0.57 = 0.46

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：物件1 地上建物の存在による減価率を10%とした。
物件2 必要なし。

2 評価額の判定

前記により求めた価格から、目的外建物のための土地利用権等価格を控除し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	5,360,000	0.55	法定地上権	2,950,000
2	9,990,000	0	—	0
合計				2,950,000

イ 土地利用権等割合：物件1の土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) $\{(ア \pm イ) - ウ\} \times エ \times オ$
1	5,360,000	-2,950,000		0.7	0.7	1,180,000
2	9,990,000	0		0.7	0.7	4,900,000
一括価格（合計）						6,080,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：物件1土地に目的外建物が存在していること、本件は市街化調整区域内の建築許可を必要とする土地であることによる減価を考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（半田-24）

所 在：半田市有脇町1丁目13番3
価 格：42,800円／㎡
位 置：JR武豊線「亀崎」駅の北方道路距離約1,700m
価 格 時 点：令和6年1月1日
地 積：335㎡
供給処理施設：ガス、水道
接 面 街 路：北東側幅員3.8m市道に接面
用 途 指 定 等：市街化調整区域（建ぺい率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要：農家住宅が見られる既成住宅地域

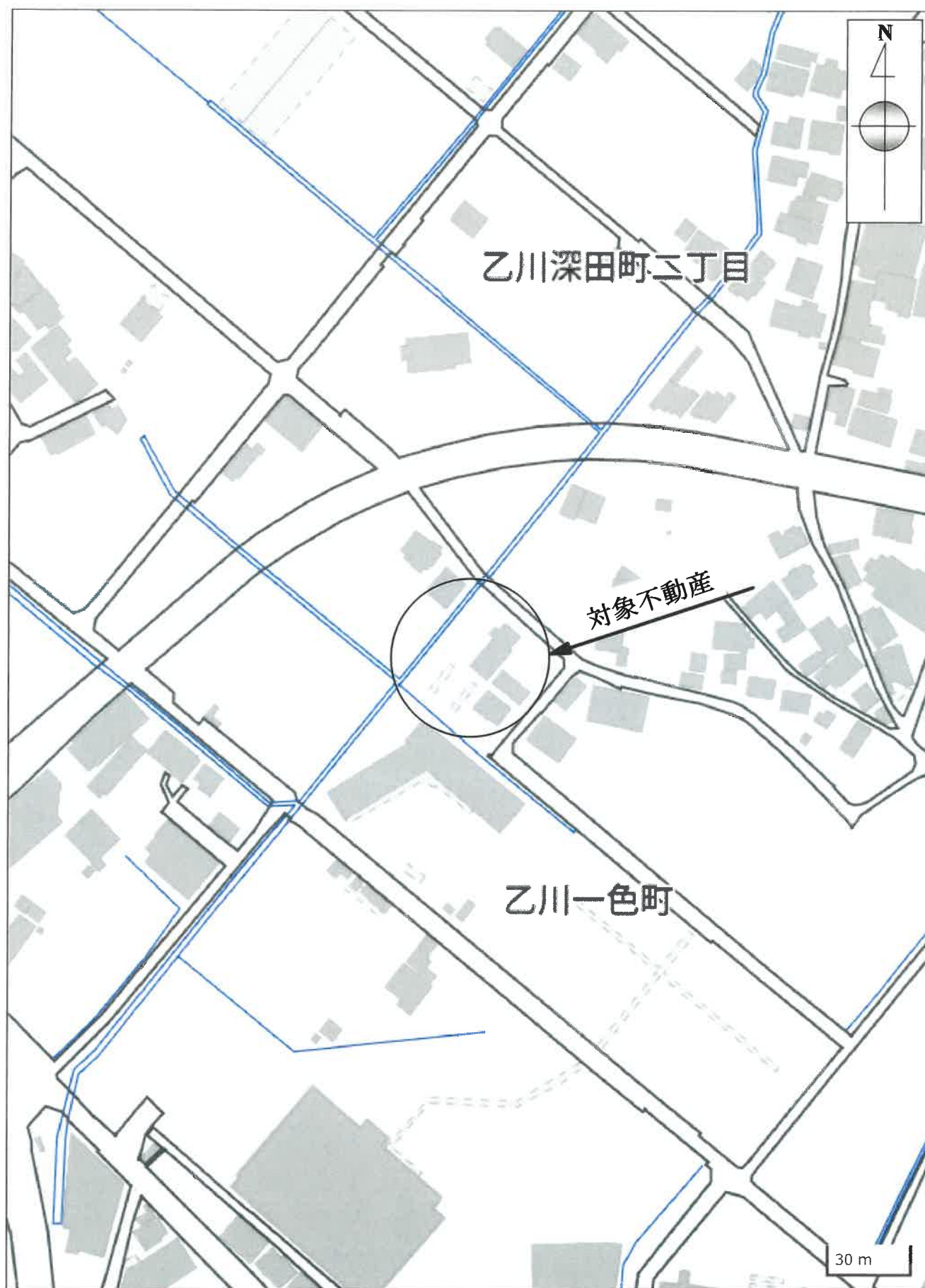
第7 附属資料

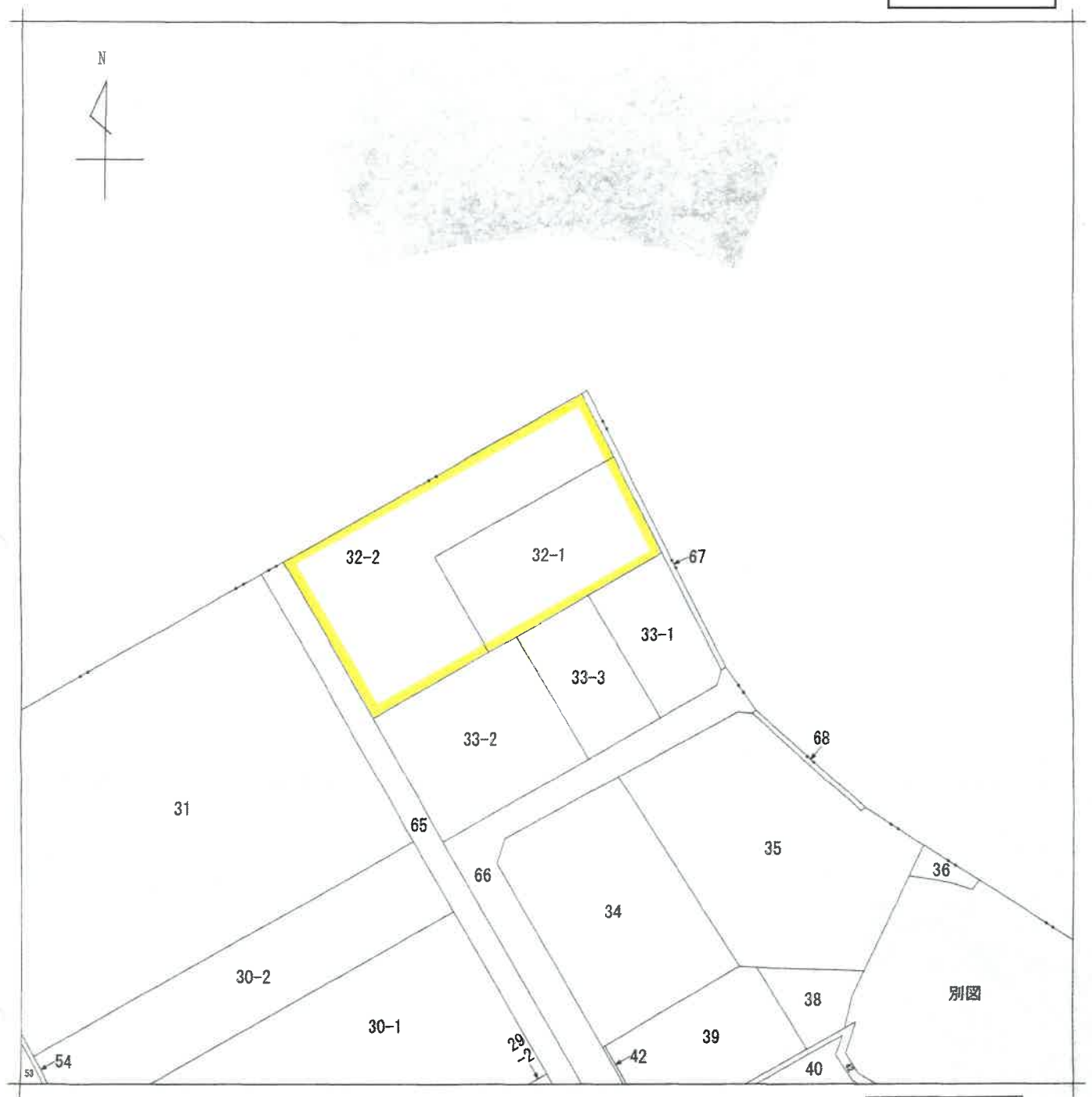
- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 土地所在図・地積測量図写
- 5 土地現況図（概略）
- 6 現況写真

位置図



付近案内図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	半田市乙川一色町				地番	32番1		
出力縮	1/500	精度区分	座標系又は番号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局半田支局管轄)

令和6年9月2日

名古屋法務局

請求番号：31-1

登記官

(1/1)

(會員專用)

地番	{t} 32-1	$\sum_{n=0}^{N-1}$					
		X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_n$	$X_{n^{\circ}}$	$Y_{n^{\circ}}-Y_{n-1}$	n°
N0		-120953.589	-20919.467	-3.383	409341.60587		
Q01		-120993.989	-20929.231	-25.193	3046915.97587		
P01		-120990.989	-20929.231	-25.193	3046915.97587		
P02		-121010.104	-20944.650	-5.304	641837.391615		
P03		-121018.270	-20944.650	-5.304	1531970.77930		
Q05		-121015.119	-20931.991	8.687	-1051250.338753		
Q06		-121007.502	-20925.848	12.524	-1515497.955048		
				合計	-631.296541		
				合計面積	315.848271	m ²	

地番	(a) 2-2		Y				X _n °	Y _{n+1} - Y _{n-1}	X _n °	Y _{n+1} - Y _{n-1}
	NO	X _n	Y _n	Y _n	Y _n	Y _n				
P01		-12090.989	-20929.231		9.505		-1150019.350445			
002		-120865.779	-20935.145		-31.645		3028594.976455			
003		-121016.728	-20960.876		-9.189		1112022.713592			
004		-121030.408	-20944.334		26.341		-3188061.977128			
P03		-120934.535	-20944.535		-0.316		30241.771320			
P02		-121010.104	-20944.650		5.304		-641837.591616			
				合計			-1059.455822			
			合計	面積			529.727911			m ²

地番	面積
(1) 32-1	315.648271 ㎡ 2
(2) 32-2	529.727911 ㎡ 2

座 標 系 番 号			(Ⅶ) 系		基準点の補助点
基準点の名称	X座標	Y座標	X座標	Y座標	基準点の補助点
20A12	-120912.313	-21007.926	-21007.926	-21007.926	街区多角点
20A12	-120869.354	-20971.133	-20971.133	-20971.133	街区補助点
20A13	-120993.473	-21075.827	-21075.827	-21075.827	街区補助点

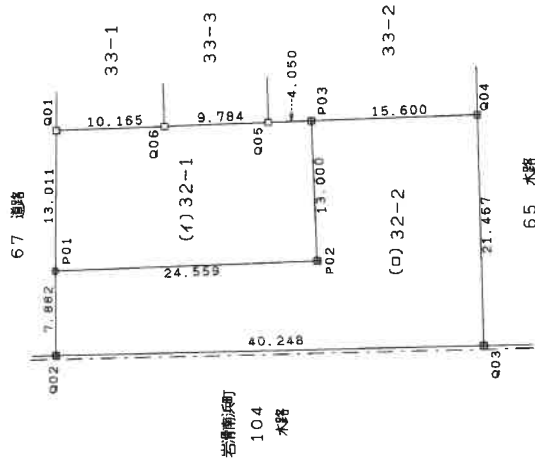
咸 28 年 7 月 23 日(作成)

愛知県土地家屋調査士会(紙)

申請人

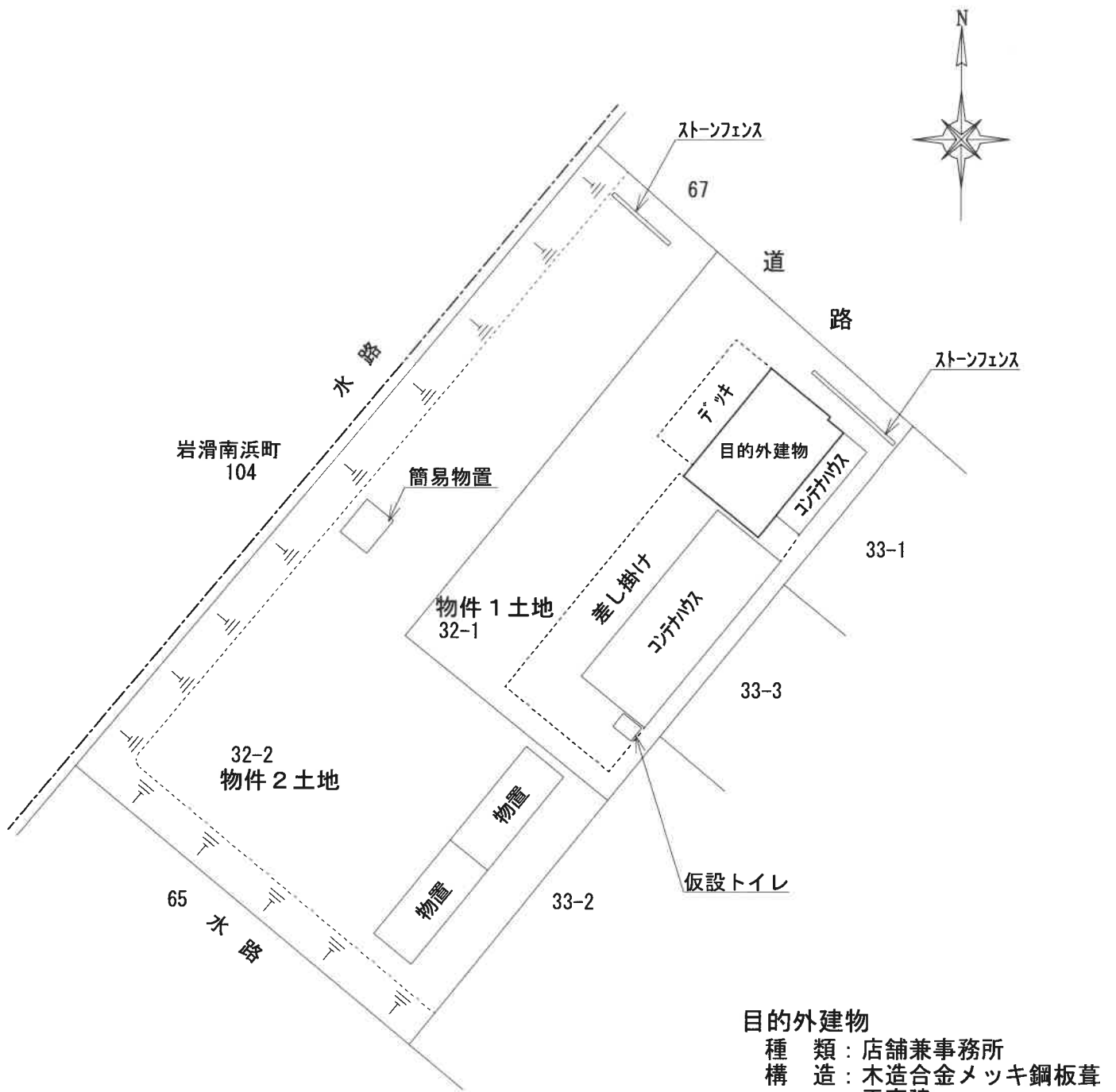
縮尺

縮尺	$\frac{1}{500}$
----	-----------------



算界点	算界標の種類
⊗	交点鉄
□	金属プレート標
田	コンクリート杭
■	プラスチック杭
⊕	金属鉄
○	計点
×	引照点(勿名)

土地現況図(概略)



目的外建物

種 類：店舗兼事務所
 構 造：木造合金メッキ鋼板葺
 平家建
 床面積：約32.9㎡

現況写真

①



②

